

Q 社会福祉施設における宿直勤務の許可基準は

A 社会福祉施設における宿直勤務の許可は、一般の許可基準に加え、次の基準によることになっている。

- 1 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。
- 2 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務のほかには少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。

したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。

- 3 夜間に十分睡眠がとりうること。

留意事項

- 1 上記2の「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に特に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、上記に示した介助作業が1勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうのであること。
- 2 睡眠時間中に老人の急病等のため介助する時間は、法第33条又は法第36条に基づく時間外労働の手続を行わなければならない、また、その時間に対応する時間外労働及び深夜業に対する割増賃金を支払わなければならない。